

平成27年5月28日に「改正高気圧安全衛生規則セミナー」
を行いました。お忙しい中、参加いただきありがとうございます
でした。

改正高圧則の主な変更点

1. 作業計画の作成に関する措置
2. 呼吸用ガス分圧の使用制限
3. 酸素ばく露量の制限
4. 減圧停止時間に関する規制の見直し
5. その他

※改正の詳細については厚生労働省ホームページにてご確認下さい。

